

議案第60号

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

気泡発生装置等の構造設備基準を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

葛飾区旅館業法施行条例（平成24年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号イ中「換水し、」を「換水して浴槽を」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。

第5条第7号エ中「温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(エ)中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより、消毒を行い」に改める。

第8条第5号エに次のように加える。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

第8条第5号に次のように加える。

オ アからエに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

第8条第7号イ中「便所は、」を削り、同号エ中「分け、適当な数の便器を設置する」を「分ける」に改め、同号に次のように加える。

オ 規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

カ アからオに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

第8条第8号を次のように改める。

(8) 共同洗面所は、次の基準によること。

ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

イ 宿泊者の需要を満たすよう規則で定める数の給水栓を設置すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

第9条第2項中「前条第2号イ及びウ並びに」を「前条第2号イ及び」に改める。

第10条第2項中「第8条第2号イ及びウ並びに」を「第8条第2号イ及び」に改める。

付則第2項中「第7条第7号エ(ア)及び(エ) (第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項)」を「第8条第5号エ(ア)及び(エ) (第9条第2項及び第10条第2項)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の第8条第5号エ(キ)及びオ、第7号エ、オ及びカ並びに第8号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。